

第 1 条(総則)

本規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会(以下「当協会」という)の普及啓発活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とし、普及啓発部の組織及び運営に関する事項を定める。

第 2 条(設置目的)

普及啓発部は、ゴールボールの普及および啓発を図り、誰もがゴールボールに親しみ、理解を深める社会の実現に寄与することを目的とする。

第 3 条(主な活動)

普及啓発部は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一. 全国 8 ブロックにおける初心者向け「チャレンジ大会」の企画立案・運営。
- 二. アドバンスカップ他、普及を目的とした大会・イベントの企画立案・実施支援。
- 三. 盲学校(視覚特別支援学校)及び弱視教育研究会との連携による普及啓発事業の推進。
- 四. ゴールボールの体験会依頼への対応及び体験活動の実施。
- 五. ゴールボールの普及啓発に関する情報発信及び広報活動。
- 六. その他、競技の普及啓発に資する事業。

第 4 条(構成)

普及啓発部に、次の部員を置く。

- 一. 部長 1 名
 - 二. 副部長 若干名
 - 三. 部員 複数名
- 2 部長は普及啓発部を統括し、活動の総括及び運営方針を決定する。
- 3 副部長は部長を補佐し、部長に事故のあるときはその職務を代行する。

第 5 条(部員の加入及び部長の選任)

普及啓発部員は、当協会の正会員の中から部長が選任し、理事会の決議により、会長が委嘱する。

- 2 部長は、理事会が指名し、会長が委嘱する。
- 3 副部長は、部長の推薦に基づき、部員の承認を経て選任する。
- 4 新たに普及啓発部へ加入する場合は、第 7 条の 1 に規定する運営会議において審議し、理事会へ報告する。理事会の決議を経たうえで、会長が委嘱する。

第 6 条(活動内容及び役割)

普及啓発部員は、普及啓発活動に関する計画立案・事前準備・大会運営等に主体的に参加するものとする。

2 チャレンジ大会・アドバンスカップにおいては、参加者の安全確保・円滑な進行・競技体験の充実に努める。

3 全国各地域における普及活動の推進に寄与する。

第 7 条(会議)

普及啓発部には次の会議を置く。

一. 運営会議

①運営会議は、部長と副部長をもって構成し、部長がこれを招集する。

②運営会議は、普及啓発活動に係る方針や事業計画案等の策定、実施運営、評価及び改善に関する事項等を検討する。

二. 普及啓発部全体会議

①普及啓発部全体会議は、部長が必要に応じて招集する。

②普及啓発部全体会議は、普及啓発部の活動方針や年間活動計画、年間活動の総括等を合議により決定する。

第 8 条(その他)

本規程に定めのない事項については運営会議で協議の上、必要に応じて決定する。

第 9 条(規程の改廃)

本規程は、理事会の決議により、変更できる。

附則

本規程は、令和 8 年 3 月 9 日より施行する。